

6長行（情審）第18号

令和6年8月22日

長久手市長 佐藤有美 様

長久手市情報公開審査会



公文書一部公開決定についての審査請求について（答申）

令和6年2月14日（6長行第34号）付けで諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号 6長行（情審）第6号

諮問番号：6 長行（情審）第6号

答 申

第1 審査会の結論

実施機関が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開した決定のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」記載の各情報（以下「非公開とすべき各情報」という。）を公開した決定は、妥当ではないので非公開とすべきであるが、その他の部分を公開した決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和5年9月21日、情報公開請求者は、長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号）（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、実施機関である市長（以下「実施機関」という。）に対し「長久手市保育園ICTシステム導入業務委託の公募型プロポーザル」（以下「本件プロポーザル」という。）について、応募した各社からの提案書及び長久手市ICTシステム導入運用業務委託事業者プレゼンテーション採点表並びに長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託契約書（以下「情報公開に係る文書」という。）の公開請求を行った。
- 2 令和5年10月2日、実施機関は、XXXXXXXXXX株式会社（以下「審査請求人」という。）に対して、条例第14条第1項に基づき、情報公開請求に係る文書の公開に関する意見照会をした。

令和5年10月10日、審査請求人は、長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託企画提案書（以下「提案書」という。）の公開に反対する意見書を実施機関に提出した。提案書の公開に反対する理由は、①営業上のノウハウに関する情報やソフトウェア開発会社の知的財産権が侵害され、他社との競争上、ソフトウェア開発会社が著しい不利益を受けること、及び、②提案書には本件プロポーザル選考以外の目的での利用は遠慮いただくように記載しており、情報公開請求による公開は目的外使用となること

であった。

- 3 令和5年11月2日、実施機関は、提案書の一部が条例第6条第3号アに定める法人等事業活動情報に該当し、長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託契約書（以下「本件契約書」という。）の印影が条例第6条第2号の個人情報等に該当するとして（なお、本件契約書の約款は公開されていることから公文書に該当しない。）、これらの情報を非公開とし、その余の情報を公開することとした。

また、長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託事業者採点表及び同プレゼンテーション結果計算書を情報公開請求の対象文書として公開することとした。

その結果、実施機関は、提案書及び本件契約書のうち同日付け公文書一部公開決定通知書記載の「公開しないこととした部分」を非公開とし、その他の情報及び長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託事業者採点表及び同プレゼンテーション結果計算書を公開する旨の公文書一部公開決定（以下「本件決定」という。）をし、同日付けで条例第14条第3項に基づき審査請求人に本件決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を通知した。

- 4 令和5年11月14日、審査請求人は、審査庁である市長（以下「審査庁」という。）に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく不服審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

本件審査請求における審査請求人の主張は、提案書のうち公開決定された部分の情報が公開されると、①審査請求人及びシステム開発メーカーのノウハウ及び独自仕様や機能、差別化要素を第三者に模倣されるおそれがあり、模倣された場合、審査請求人及びシステム開発メーカーの競争上の地位を著しく損ない、正当な利益を害する、②悪意をもった第三者による不当なアクセスやサイバー攻撃の標的になるおそれがあり、実施機関及びシステムのユーザーに多大な損害を及ぼす可能性があるほか、その際の補償を求められることにより審査請求人及びシステム開発メーカーの事業存続が危ぶまれる、③提案書の表現方法、分析手法が模倣されることにより審査請求人及びシステム開発メーカーの競争上の地位を著しく損ない、正

当な利益を害するというものであった。

同日に審査庁は、本件決定に係る公文書のうち本件審査請求に係る情報の部分について、市長が最終的な判断を決定するまでの間、職権により公開の執行停止の決定をした。

- 5 令和6年1月19日に審査請求人は、審査請求書別紙1において提案書のうち非公開を求める情報として提案書の奇数ページにおいて非公開を求める部分を示していたところ、提案書の偶数ページにおいても非公開を求める部分を追加した。
- 6 令和6年1月31日に実施機関は弁明書を提出した。実施機関は、弁明書において本件処分で非公開とした情報に加え、非公開とすべきであったとされる情報を追加した。
- 7 令和6年2月14日、審査庁は、長久手市情報公開審査会に対し、条例第18条に基づき本件審査請求について諮問をした。
- 8 令和6年3月7日に審査請求人は、意見書を提出し、審査請求書において非公開を求めた情報について理由を補足した。
- 9 令和6年5月24日に開催した長久手市情報公開審査会において、審査請求人と処分庁職員による口頭意見陳述を実施し、審査請求人は、提案書の非公開を求める理由を補足した。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

令和5年11月2日付け5長行第242号により実施機関が行った公文書一部公開決定処分のうち提案書の法人等事業情報(条例第6条第3号ア)に該当する情報である審査請求書添付の別紙(ただし、令和6年1月19日付け補正書にて補正した後のもの)において示した部分につき非公開とするように嘆願する。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書における主張

提案書には審査請求人及びシステム開発メーカー(以下「審査請求人ら」という。)のノウハウ、提案システム(クラウドサービス)の独自仕

様や機能及び他事業者のサービスとの差別化要素が記載されており、これらが公になることで、そのノウハウ及び独自仕様や機能、差別化要素を第三者に模倣されるおそれがあり、模倣された場合、審査請求人らの競争上の地位を著しく損ない、正当な利益を害するおそれがある（以下「理由①」という。）。

提案システムのサーバー構成及びセキュリティ機能の内容が含まれており、公開により悪意をもった第三者による不当なアクセスやサイバー攻撃の標的になるおそれがある。万一、不正アクセスやサイバー攻撃によりシステムがダメージを受けた場合、実施機関やユーザーに多大な損害を及ぼす可能性があるほか、その際の補償を求められることにより審査請求人及びシステム開発メーカーの事業存続が危ぶまれる（以下「理由②」という。）。

提案書は、長年培ってきた表現のノウハウを使って記述し作成しており、その表現方法、分析手法を第三者が模倣した場合、審査請求人らの競争上の地位を著しく損ない、正当な利益を害するおそれがある（以下「理由③」という。）。

(2) 「提出意見書・資料の取扱いについて」における主張

2024年3月8日付け「提出意見書・資料の取扱いについて」は、令和6年3月7日に審査請求人が提出する意見書・資料について当審査会の閲覧に供し、写しを送付することについて審査庁からの意見照会に対する回答として提出されたものであるが、同書には審査請求人が提案書の内容について非公開を求める具体的な理由が記載されており、審査請求人も同書の記載が審査請求の理由であると述べていた。

審査請求人は、同書にて、ICTシステムは、システムの機能価値のみを指すのではなく、コンセプト、仕様、設計、ソフトウェア機能、サポート、ハードウェア、ネットワークなどで構成された全体の組み立て方、それ自体が企業独自の差異的なノウハウであると主張した。なお、同書では、失敗例及びこれに対する解決策および基本方針、実施方針、導入実績、システム特長、データ特長、本機能の画面、多言語対応、健康診断、導入手法である「スタートアッププラン」、フォローアップ研修

等がノウハウに該当するとされている。

(3) 口頭説明における主張

審査会は、条例第21条第4項に基づき、審査請求人らに対して非公開を求める理由について口頭で説明するよう求め、令和6年5月24日、意見聴取を行った。審査請求人らの説明は、概ね2024年3月8日付け「提出意見書・資料の取扱いについて」に記載された内容のとおりであり、これを補充するものであって、新たな主張は見られなかった。

第4 実施機関の弁明

1 非公開とすべき情報の拡張

実施機関は、本件決定における非公開とすべき情報のほか、弁明書において、提案書15ページに記載された情報の一部について、条例第6条第3号アに該当するものとして非公開とすべきとの意見を述べた。

また、実施機関は、提案書37ページから39ページまでに記載された情報について、新たに、条例第6条第4号に該当するものとして、非公開とすべきとの意見を述べた。

2 公文書公開の原則について

公文書公開の原則（条例第6条柱書）及び公募型プロポーザル方式による事業者の選定のため提出された提案書は事業選定事務の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすために原則として公開すべきである。

本件公開決定において、提案書のうち弁明書別表に掲げる「非公開とすべき情報」は、非公開とすべきであったが、その他の情報を公開したことは妥当である。

3 条例第6条第3号ア該当性について

(1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第6条第3号ア）とは、単に通常他人に知られたくない情報というだけでは足りず、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が具体的に損なわれることが客観的に認められる場合をいう。

(2) 非公開とすべき情報

提案書 15 ページ（提案書のページ数は提案書の右肩に記載されたページ数を指す。以下同じ。）「3. システムの概要」のうち、保護者のご利用方式に依存しない視認性・操作性、多言語対応についての記載は、企業ノウハウといえるので非公開とするのが妥当であった。

(3) その他の情報

理由①に関し、上記(2)に記載している非公開とすべき情報以外の情報は、一般的抽象的な記載にとどまり、具体的な ICT システムの内容まで明らかになることはない情報である。また、ICT システムの操作画面の情報のうち公開決定した部分はウェブサイトで公開されており、ICT システムのポイントについての具体的な説明についての情報を開示しても法人等の競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

理由③に関し、提案書のうち、長久手市保育園 ICT システム導入運用業務委託書にない情報で、審査請求人独自の視点で作成された文書・図表等は非公開としている。その他の公開した部分の情報について、その表現方法、分析手法自体に法人のノウハウにあたるような特別の工夫がなされているとは認められず、法人のノウハウとは認められないから、公開することにより、第三者が入手し模倣した場合であっても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとはいえない。

4 条例第 6 条第 4 号該当性について

- (1) 理由②に関し、セキュリティ対策の情報については、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがある情報」（条例第 6 条第 4 号）に該当する場合に非開示情報となる。

セキュリティ対策の一般的な記述は、公にすることにより犯罪の予防等に支障があるとは認められないが、具体的な取組みについては犯罪を企てる者に有意な情報となり得る。

- (2) 提案書 37 ページから 39 ページまでの「6. セキュリティ対策」の記載内容は、セキュリティ面を公にすることにより、外部から ICT システムを不正操作され、長久手市保育園の園児の安全等や公共安全に支障するおそれがあるので、「公にすることにより、人の生命、身体、財

産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがある情報」(条例第6条第4号)に該当するとして非公開とするのが妥当であった。

第5 審査会の判断

1 弁明書により非公開とすべきとされた情報の取扱い

前記第4 1にて整理したとおり、実施機関は、本件決定後、弁明書にて非公開とすべき情報を拡張する内容の意見を述べた。もともと、実施機関は、本件決定の内容自体を変更したわけではなく、弁明書において新たに非公開とすべきとの意見が述べられた情報も、本件決定の上では公開すべき情報となっている。弁明書における意見によって、これらの情報が当然に非公開となるものではなく、これらの情報を非公開とすべきか否かについても、本件審査請求における審査の対象となる。

2 争点について

本件審査請求に係る情報(提案書のうち、審査請求人が審査請求別紙1にて非公開を望んだ情報及び意見書(2024年3月8日付け)別紙にて公開に反対した情報)が、条例第6条第3号アに定める非公開事由である法人等事業活動情報又は条例第6条第4号に定める社会的危害防止情報に該当するか否か。

3 公募型プロポーザル方式により選定された事業者の情報公開について

(1) 事業者の情報公開について

公募型プロポーザル方式による事業者の選定は、入札と比較して対象業務にふさわしい事業者を選定できるものの、選定過程が市民に分かりにくいため、その公平性・透明性・客観性を確保する必要がある。

公の施設である保育園へのICTシステムの導入にあたり本件プロポーザルを実施することの公共性から、事業者の選定の過程及び選定理由については、市民への説明責任があり、公開の要請は強い。

(2) 応募した事業者の情報公開について

ア 応募した事業者の情報公開については、長久手市保育園ICTシステム導入運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領「5 提出

書類等 (4) 企画提案書等の著作権等の取扱い」において「ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、長久手市情報公開条例（平成 13 年長久手町条例第 24 号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。」として応募前に事業者に周知している。

このように、公の施設である長久手市保育園 ICT システム導入運用業務委託に係る公募型プロポーザルに応募し、提出した応募者の申請書類を公表することが予定されているので、審査請求人は、提出した提案書が公文書として原則公開されることを前提に、提案書を提出したものといえる。

イ もっとも、審査請求人が応募要件として提出した書類が公開される可能性を事前に認識したうえで提案書を提出した場合であっても、法人等のノウハウその他の技術上の秘密などに該当する情報を開示することで、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがありうることから、提案書に記載された情報がノウハウその他の技術上の秘密に当たるか否かは別途判断を要する。

4 条例第 6 条第 3 号ア該当性について

- (1) 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」（条例第 6 条第 3 号ア）は非公開とされている。

その趣旨は、法人等の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があるところから、公にすることにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開としたことにある。具体的には、法人等の生産・技術販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で公にすることにより法人等の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

- (2) もっとも、条例第 6 条では、市が行う事業等の活動を市民に対し説明する責務を全うし、市民参加による公正で開かれた市政を推進することの公益性に鑑み、公文書の公開を原則として義務付けている。

とすると、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(条例第6条第3号ア)とは、単に当該情報が「通常他人に知られたくない」というだけでは足りず、当該情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められることが必要であると解される(最判平成23年10月14日集民238号57ページ)。

もっとも、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、情報を公開することの利益と公開しないことの利益を比較衡量した上で、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすべきである。

- (3) 提案書は、実施機関が公の施設である長久手市保育園へICTシステムを導入するにあたり、本件プロポーザルにおいて受注者として選定を受けるべく審査請求人から本市に提出された書類であり、保育園に導入するICTシステムに関する情報であって、本件公文書が法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

以下、提案書中の審査請求人が非公開を求める情報のうち、別表に掲げる「非公開情報①」記載の情報を除く情報を「本件情報」という。

ア 情報を公開することにより生じる利益

公の施設の運営にあたり、どのような事業者のどのようなICTシステムを導入するかは、保育園利用者をはじめ市民の関心事であり、市は市内の保育園にどのようなICTシステムを導入し、どのような効果があるか等につき市民に対し説明責任を負うことからすると、提案書中の審査請求人が非公開を求める情報を公開することに公益はあるものと認められる。

イ 提案書の公開により生じる審査請求人の不利益

次に、提案書を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて検討する。

- (ア) 本件プロポーザルで選定された事業者は民間企業であるため、提案書に記載された情報については、一定の企業ノウハウに当たる情

報が含まれる可能性はある。

しかしながら、審査請求人は、提案書の公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証しているとはいえない。審査請求人に生じる不利益について、審査請求人は、提案書のうちの情報からどのような営業上、技術上の秘密等やノウハウ、得手不得手が判明することで、どのような不利益が生じるのかを具体的に主張しているとはいえない。

審査請求人の主張のうち理由①及び③は、当社及びシステム開発メーカーのノウハウ、提案システム（クラウドサービス）の独自仕様や機能及び他事業者やサービスの差別化要素の多くを記載しており、これらが公になることで、そのノウハウ及び独自仕様や機能、差別化要素を第三者に模倣されることがあり、模倣された場合、当社及びシステム開発メーカーの競争上の地位を著しく損ない、正当な利益を害するおそれがあるといった抽象的な主張に留まっている。

(イ) 当審査会においても、審査請求人が提案書のうち非公開とすべきと主張する部分につき個別に調査を行った。その結果、以下のとおり、提案書のうち一般的抽象的な記載に留まる情報が公開されたとしても、ICTシステムの具体的ノウハウが明らかになるものではなく、審査請求人の事業活動が損なわれるとは認められないと判断した。

例えば、審査請求人が企業独自のアイデアであると主張し、非公開とするように求める情報について、当審査会の調査したところ、審査請求人のウェブページ等で同等又は類似した内容の記載であることが認められ、これらについては既に公表されたものである以上、本件決定によって公開されたとしても審査請求人の事業活動が損なわれるとは認められない。

また、審査請求人が非公開を求める情報には、長久手市保育園 ICTシステムシステム導入運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）において指定された仕様、特に仕様書 8 機能要件及び帳票要件(1)別紙 要件定義書（以下「要件定義書」という。）において本

市が保育園に I C Tシステムを導入するための要件としている機能に関するものが含まれる。仕様書や要件定義書において、実施機関がシステムを導入する上で要件とする機能については、審査請求人がその機能に沿った I C Tシステムを構築し本件プロポーザルに応募するのは当然である。当該部分については、他に応募する事業者があった場合も実施機関の指定する仕様に沿ったシステムを提案し、同様の記載があることが想定されるのであり、審査請求人独自のノウハウとはいえない。

以上のとおり、後述する別表に掲げる非公開とすべき情報を除き、既に審査請求人のホームページ等で公開されている情報や、実施機関によって公開されている仕様書及び要件定義書に応じた機能等に関する情報、その他 I C Tシステムにおける一般的抽象的な情報は、これが公開されたとしても、審査請求人のノウハウ及び独自仕様や機能、差別化要素を第三者に模倣され、審査請求人の競争上の地位を著しく損ない正当な利益を害する損害が発生するとは認められない。

- (ウ) 本件情報については、審査請求人から、同情報が公開されることによって、審査請求人に対して如何なる不利益が生じるか明らかにされておらず、当審査会の調査によっても、同情報を公開することによる公益より、公開することによって生じる事業活動上の不利益が優越すると判断すべき事情は認められなかった。これらの事情を総合的に判断すると、同情報が開示されることによって当該法人又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる場合であるとは認められず、同情報を公開すべきとした実施機関の決定は妥当である。

ウ 非公開とすべき情報に関する検討

以下の情報については、条例第 6 条第 3 号アに該当するものであり、非公開とすべきであると判断した。

- (ア) 別表に掲げる非公開情報①は、審査請求人の事業者としての同様案件の実績であり、自治体名・施設数及び本稼働日が記載されてい

る。各自治体においては、定期的に保育園に導入するＩＣＴシステムを入れ替えることが予測されることを踏まえると、これらの情報を公開することにより、審査請求人の競合他社に対し、どの自治体にいつ頃、営業活動を行うことが効果的であるかに関する情報の入手を容易にさせることになり、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益が害される蓋然性が客観的に認められる。

よって、非公開情報①を公にする場合に生じる事業活動上の不利益は、公開することによって得られる公益より大きいと認められる。

もっとも、事業者としての主な同様案件の実績表のうち、愛媛県西条市の施設数及び本稼働年、愛知県稲沢市の本稼働日の記載については、当該自治体等のウェブページ上で公開されていることから、誰でも容易に知りうることができる情報であるから非公開情報①から除外される。

- (イ) その他、実施機関は、弁明書において提案書１５ページの保護者の利用環境に合わせて利用可能・保護者のご利用方式に依存しない視認性・操作性及び多言語対応についての記載を非公開とすべきであったとしている。

しかし、これらの記載は、他の公開すべき部分と特段の差異がなく、記載内容自体も審査請求人のウェブページで公開されている情報や長久手市の仕様書で定められていた情報であることから、当審査会としては非公開とすべき情報に該当しないものと判断する。

５ 条例第６条第４号該当性について

- (１) 審査請求人は、理由②についても条例第６条第３号アに該当すると主張しているが、その主張内容は同第４号への該当性について言及しているとも読め、実施機関も、弁明書において、理由②については同号への該当性について言及している。審査会としても、提案書のうちセキュリティに関する情報については同号に該当する余地があると判断したため、以下、同号該当性について検討する。
- (２) 条例では「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそ

れがあるもの」(条例第6条第4号)(以下「社会的危害防止情報」という。)は非公開とされている。その趣旨は、公共の安全と秩序の維持を確保するため、公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を生じるおそれがある情報が記録されている公文書を非公開としたことにある。具体的には、危険物の貯蔵位置、建築物等の警備内容がわかる等、防災が妨げられるおそれのある情報や平穩、正常な市民生活に支障を及ぼすおそれのある情報等をいう。

(3)ア この点、実施機関は弁明書において、「6. セキュリティ対策」(提案書37ページから39ページまで)(以下「本件セキュリティ対策情報」という。)は、条例第6条第4号の社会的危害防止情報に該当し、非公開にすべきであったと意見を述べている。もっとも上記1にて述べたとおり、弁明書によっても本件決定が変更されるものではなく、弁明書はあくまで実施機関の意見を述べるものであるところ、当審査会においては実施機関の意見を踏まえたうえで審理する。

イ ICTシステム、とりわけシステムのセキュリティに関する情報を公開すべきか否か判断するに当たっては、セキュリティに関する専門的な知見を必要とするところ、本件については、保育園を運営し、提案システムを実際に導入し、運用している処分庁が専門的・技術的に安全性に関する知見をもっとも豊富に有しているはずであるから、審査会としては、処分庁の判断を基本的に尊重すべきものとする。

その前提で、社会的危害防止情報を公開することによる利益と公開したことにより生じる不利益を比較衡量して判断することとする。

ウ(ア) 本件で、安全管理措置情報を開示することで保護される利益は、提案システムの運用にあたりどの程度のセキュリティ対策がなされているかについて知る利益である。この情報は、保育園の利用者等にとっての関心事であることは否定できないが、これを公開することによる具体的な利益までは想定できない。

これに対し、本件セキュリティ対策情報は技術上の秘密や企業内部に関する情報であり、本件セキュリティ対策情報を公開すると、

システムの仕様や安全管理対策が公になることで、市内保育園への部外者の侵入やＩＣＴシステムへのサイバー攻撃等の犯罪被害を受ける危険性がある。また、本件セキュリティ対策情報を公開することで、第三者のサイバー攻撃等により子どもや保護者の個人情報が出流する等の回復困難な損害が生じるおそれがある。加えて、本件セキュリティ対策情報を公開する結果想定される上記危険性は、長久手市のみに留まらず、審査請求人の同様のシステムを導入している他の自治体とその市民等にも及ぶ可能性があり、公開することにより生じる不利益は甚大なものとなることが予想される。

したがって、本件セキュリティ対策情報を公開することによる利益よりも、公開したことにより生じる不利益の方が遙かに大きく、セキュリティ対策情報は基本的に公開すべきとはいえない。

(イ) もっとも、本件セキュリティ対策情報のうち、提案書３７ページ記載の「基本的な考え方」の記載は、ＩＣＴシステムのセキュリティに関する一般的抽象的な記載である。また、「①システムメーカーのセキュリティ対策の取り組み」の記載は、審査請求人のウェブページに掲載されているＩＳＭＳ認証についての記載や仕様書「９セキュリティ要件」で指定されたセキュリティ要件であることから、公開することにより新たに不利益が生じるものではなく、公にすることにより犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、これらの情報については社会的危害防止情報に該当せず、公開すべきである。

エ よって、本件セキュリティ対策情報のうち、提案書３７ページのうち「システムメーカーのセキュリティ対策の具体的な内容」より上の記載部分を除いた記載・提案書３８ページの「６．セキュリティ対策」及び「confidential ３８」以外の記載内容全て及び提案書３９ページの「６．セキュリティ対策」及び「confidential ３９」以外の記載内容全て（別表非公開情報②）は、社会的危害防止情報（条例第６条第４号）として非公開とすべきである。

６ 結論

以上のとおり、本件審査請求の対象となる行政文書のうち、別表に掲げる「非公開とすべき情報」記載の各情報は非公開とすべきであり、この点を公開すべきとした本件決定は妥当でないが、これらを除く部分は、いずれも非公開事由に該当しないので、これらを公開した本件決定は妥当である。

第6 答申に関与した委員の氏名

安田昂央委員、戸田正彦委員、神下美輝子委員、菅沼綾子委員、
吉田真砂委員

第7 調査審議の経過

- 1 令和6年2月14日 諮問
- 2 令和6年4月24日 口頭説明・審議
- 3 令和6年5月24日 口頭意見陳述
- 4 令和6年7月10日 調査審議
- 5 令和6年8月22日 審議・答申

別表

公開すべきではない内容が記載されたページ数	非公開とすべき情報	資料 番号
4 ページ	「事業者としての主な同様の案件の実績」の表のうち、愛媛県西条市の自治体名、当該自治体の施設数及び本稼働年、愛知県稲沢市の自治体名及び当該自治体の本稼働年以外の記載（項目名及び表題を除く。）	非公開 情報①
37 ページ	「システムメーカーのセキュリティ対策の具体的な内容」より下の記載部分全て	非公開 情報②
38 ページ	「6.セキュリティ対策」及び「confidential 38」以外の内容全て	
39 ページ	「6.セキュリティ対策」及び「confidential 39」以外の内容全て	

※ 表中のページ数は、「長久手市保育園 I C Tシステム導入運用業務委託 企画提案書」の右肩に記載されたページ数を指す。